

00694

# 鳥取縣公報

## 告示

### 鳥取縣告示第七號

鳥取縣保險醫指導委員會規程を次の通り定める。

昭和二十三年一月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

#### 鳥取縣保險醫指導委員會規程

第一條 保險醫を指導し、社會保險診療報酬請求書の審査事務を監督するため鳥取縣廳に鳥取縣保險醫指導委員會（以下委員會と稱する）をおく。

第二條 委員會に一般診療部と齒科診療部をおく。

第三條 委員會の會長は鳥取縣知事をもつてこれに充てる。

委員及び臨時委員は左に掲げる者をもつてこれに充て知事が任命又は委嘱する。

昭和二十三年一月十三日  
第千八百七十三號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格A列5

一、保險醫である醫師または齒科醫師  
二、保險者の指定するものに勤務する醫師または齒科醫師

三、健康保險組合若しくは同連合會又は國民健康保險組合若しくは同連合會の役員員

四、鳥取縣廳に勤務する醫師または齒科醫師である技官若しくはこれに準ずるもの及び官吏

第四條 會長は會務を總理し會を代表する。會長に事故あるときは會長の指名するものがその職務を代理する。

第五條 委員會は知事が必要と認めたとときにこれを招集する。

第六條 委員會に幹事若干名をおく。

幹事は知事がこれを任命し會長の指揮をうけて庶務を整理する。

第七條 委員會に書記若干名をおく。

28300

鳥取縣公報 毎週 曜日發行（休日ニ當ル）

昭和二十三年一月十三日  
第千八百七十三號

（昭和四年四月十五日）  
（第三種郵便物認可）

書記は知事がこれを任命し會長及び幹事の指導をうけて庶務に従事する。

附 則

この規程は昭和二十二年十一月一日からこれを適用する。

鳥取縣告示第八號

健康保險法、國民健康保險法並びに船員保險法に基く保險醫を次のように指定した。

昭和二十三年一月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

診療科名	診療所 の名稱	診療所所在地	保險醫 氏名	指定年月日
內科、小兒科、皮膚性病科	小橋醫院	鳥取市吉方町九〇	小橋正夫	昭和廿三年一月十三日
內科、小兒科	原 醫院	同 六一	原 脩	同
內科、眼科	福島醫院	東伯郡由良町字由良宿	福島トヲエ	同

鳥取縣告示第九號

農務調整法第十七條の規定による證券を次のように交付

並に返納した。

昭和二十三年一月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

證票番號	公(官)職	氏名	交付返納年月日
第一號	元地方技官	清野 保	昭和廿二年四月十三日返納
第八號	鳥取縣事務吏員野崎武雄	同	同十月十九日同
第九號	同	吳山孝治	同十二月廿七日同
第十二號	同	佐城實雄	同十一月十日同
第二十九號	同	西尾律實	同五月廿八日同
第五十四號	鳥取縣技術吏員仲原善一	同	同廿三年一月六日交付
第五十五號	同	山本益雄	同
第五十六號	同	生田順三	同
第五十七號	鳥取縣事務吏員平尾 生	同	同
第五十八號	同	山田 利	同

鳥取縣告示第十號

昭和二十三年二月二十六日境特別都市 葦復興土地區劃

00696

整理施行地區の土地區劃整理委員の選舉を行う。

投票所及び投票時間を次のように定める。

昭和二十三年一月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、投票所 西伯郡境町大正町境戰災復興事務所
- 一、投票時間 昭和二十三年二月二十六日自午前九時 至午後三時
- 一、普通鐵線(五〇町)

寸 法	小賣業者統制額	寸 法	小賣業者統制額
一〇、〇〇	八六七、〇〇	二、二六〇	二二六六、〇〇
九、五〇	九一六、〇〇	二、二〇〇	二四四三、〇〇
九、〇〇	九一六、〇〇	二、〇〇〇	二六五四、〇〇
八、〇〇	九一六、〇〇	一、八〇〇	二八八七、〇〇
七、〇〇	八六七、〇〇	一、六〇〇	三二二八、〇〇
六、〇〇	八四四、〇〇	一、四〇〇	三四六五、〇〇
五、五〇	九〇五、〇〇	一、二〇〇	三八四六、〇〇
五、〇〇	八八三、〇〇	一、〇〇〇	四二五五、〇〇
四、五〇	七五五、〇〇	〇、九〇〇	四七八四、〇〇
寸 法	小賣業者統制額	寸 法	小賣業者統制額
九、二一〇	九二一、〇〇	〇、六〇〇	二二六六、〇〇
一〇、二〇〇	一〇二〇、〇〇	〇、五五〇	二四四三、〇〇
一〇、九六〇	一〇九六、〇〇	〇、五〇〇	二六五四、〇〇
一一、八四〇	一一八四、〇〇	〇、四五〇	二八八七、〇〇
一二、八八〇	一二八八、〇〇	〇、四〇〇	三二二八、〇〇
一三、六四〇	一三六四、〇〇	〇、三五〇	三四六五、〇〇
一四、七五〇	一四七五、〇〇	〇、三二〇	三八四六、〇〇
一五、八八〇	一五八八、〇〇	〇、二九〇	四二五五、〇〇
一六、六八〇	一六六八、〇〇	〇、二六〇	四七八四、〇〇

鳥取縣告示第十一號

昭和二十二年十一月鳥取縣告示第四百九十四號(鐵線亞鉛鍍線、丸釘の小賣業者の統制額指定の件)中次のように改める。

昭和二十三年一月十三日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 一、二、三、七を次のように改める。

72300

00697

四、〇〇	七五五、〇〇	〇、八〇	一七七二、〇〇	〇、二三	五三四七、〇〇
三、二〇	八一五、〇〇	〇、七〇	一九九〇、〇〇		
二、九〇	八六三、〇〇	〇、六五	二一二七、〇〇		
二、亞鉛鍍鐵線(五〇疋)					
六、〇〇	一〇九六、〇〇	一、八〇	一四九二、〇〇	〇、五五	二八八一、〇〇
五、五〇	一一一六、〇〇	一、六〇	一五六九、〇〇	〇、五〇	三一九〇、〇〇
五、〇〇	一〇五五、〇〇	一、四〇	一六六二、〇〇	〇、四五	三三三二、〇〇
四、五〇	一〇〇〇、〇〇	一、二〇	一七七八、〇〇	〇、四〇	三九〇八、〇〇
四、〇〇	九一七、〇〇	一、〇〇	一八九二、〇〇	〇、三五	四二九八、〇〇
三、二〇	一〇〇二、〇〇	〇、九〇	一九九九、〇〇	〇、三二	四七八七、〇〇
二、九〇	一〇六〇、〇〇	〇、八〇	二一三八、〇〇	〇、二九	五二二八、〇〇
二、六〇	一一四四、〇〇	〇、七〇	二三四四、〇〇	〇、二六	五九一六、〇〇
二、三〇	一二五八、〇〇	〇、六五	二五〇七、〇〇	〇、二三	六七五〇、〇〇
二、〇〇	一三五六、〇〇	〇、六〇	二六七一、〇〇		

三、釘 (六〇疋)

五、五×七	時	一〇七、〇〇	圓	二、六×二	時	二二一八、〇〇	圓	二、六×二	時	一三〇三、〇〇	圓
五、〇×六	時	一一〇七、〇〇	圓	二、三×一、七五	時	一三七六、〇〇	圓	二、六×三、五	時	一三〇三、〇〇	圓
四、五×五	時	一〇四八、〇〇	圓	二、〇×一、五	時	一五〇七、〇〇	圓	二、六×四	時	三三〇、〇〇	圓

00698

四、〇×四、五	一〇五五、〇〇	一、八×一、二五	一八〇八、〇〇	二、六×四、五	一三四九、〇〇
四、〇×四	一〇六八、〇〇	一、六×一	二〇六三、〇〇	合	釘
三、二×三、五	一一〇〇、〇〇	一、四×〇、八二五	二三九七、〇〇	一、六×一	二二一六、〇〇
三、二×三	一一四〇、〇〇	一、四×〇、七五	二六四〇、〇〇	一、八×一、二五	一八四七、〇〇
二、九×二、五	一一〇五、〇〇	二、三×二	二三〇三、〇〇	二、六×一、七五	一五五九、〇〇
				二、三×一、七五	一四一五、〇〇

公 告

境特別都市計畫復興與土地區劃整理施行地區の土地區劃整理委員會委員の選舉が昭和二十三年二月二十六日行われることになり昭和二十三年一月十三日告示になりましたのでこの土地區劃整理施行地區内の土地所有者及び借地権者は特別都市計畫法施行令第二十條の規定に基づいてこの告示の日(昭和二十三年一月十三日)から昭和二十三年一月二十六日までの期間内に住所、氏名又は名稱並びに権利の種類及びその目的たる土地の所在を境戦災復興

事務所に備付けてある申告用紙に記載して届出て下さい。この申告を怠つたものは選舉人名簿に登載されませんか選挙権を失うこととなります。なお借地権者で去る昭和二十二年十一月十一日から昭和二十二年十二月十日に至る期間に権利の申告をしなかつたものはこの申告をすることは出来ません。

00300

00300